第二百五十八条第一項第四号	課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額
	第三章第一節（税率）	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第三十八条の二第一項
第二百五十八条第三項第一号及び第二号	総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第二百五十八条第五項第一号イ	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第二百六十一条第一号	の総所得金額	の総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（同法第三十八条の三第一項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）
	課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額
	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第三十八条の二第一項	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第二百六十二条第一項から第三項まで及び第五項	において準用する場合	並びに租税特別措置法施行令第二十五条の十五の三第七項（確定所得申告書の添付書類の添付等の準用）において準用する場合
第二百六十六条第一項及び第二項	課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額
	の規定に準じて	及び租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定に準じて
第二百六十六条第三項	課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額

12　法第三十八条の三第五項の規定の適用がある場合における国税通則法第七十四条の二の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「する場合の確定申告）」とあるのは、「する場合の確定申告）若しくは租税特別措置法第三十八条の三第五項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）において準用する所得税法第百二十三条第一項（特定暗号資産の譲渡損失に係る確定損失申告書）」とする。

13　法第三十八条の三第一項の規定の適用がある場合における前条第五項の規定により読み替えられた災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定の適用については、同項中「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（同法第三十八条の三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

第二十五条の十九の三第二項中「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第二号に掲げる要件」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては第一号に掲げる要件に該当することを要せず、当該事業年度終了の時における貸借対照表（これに準ずるものを含む。以下この節及び次節において同じ。）に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第二号に掲げる要件に該当することを要しない。

第二十五条の十九の三第二項第二号中「（これに準ずるものを含む。以下この節及び次節において同じ。）」を削り、同条第四項中「、第六号に掲げる要件を」を「第六号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第七号に掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第五項第一号中「、ハに掲げる要件を」を「ハに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつてはニに掲げる要件を、それぞれ」に改め、同項第二号中「、ロに掲げる要件を」を「ロに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつてはハに掲げる要件を、それぞれ」に改め、同項第三号中「、トに掲げる要件を」を「トに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつてはチに掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第七項中「第四十条の四第六項第九号」を「第四十条の四第八項第九号」に改め、同条第二十二項第一号中「第二十五条の二十二の三第八項第二号」を「第二十五条の二十二の三第六項第二号」に改める。

第二十五条の二十第五項第一号中「第四十条の六第七項各号」を「第四十条の四第七項各号」に、「第六十六条の六第五項各号」を「第六十六条の六第七項各号」に改める。

第二十五条の二十二に次の一項を加える。

3　法第四十条の四第二項第十号に規定する政令で定める日は、同項第八号に規定する清算部分対象外国関係会社又は同項第九号に規定する清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日と同項第十号に規定する該当しないこととなつた事業年度終了の日以後五年を経過した日とのいずれか早い日とする。

第二十五条の二十二の二第一項中「第四十条の四第五項第一号」を「第四十条の四第七項第一号」に改め、同条第二項第四号に次のただし書を加える。

ただし、当該最も高い税率が適用されることが通常見込まれないこと、当該最も高い税率が適用される所得の額の区分が極めて限定されていることその他の事情により、この号本文の規定によることが著しく不適当であると認められる場合は、この限りでない。

第二十五条の二十二の三第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第四十条の四第六項各号列記以外の部分」を「第四十条の四第八項各号列記以外の部分」に、「第八項第四号」を「第六項第四号」に、「第四十条の四第六項に」を「第四十条の四第八項に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第四十条の四第六項第一号」を「第四十条の四第八項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第四十条の四第六項第一号」を「第四十条の四第八項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第四十条の四第六項第一号」を「第四十条の四第八項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第四十条の四第六項第二号」を「第四十条の四第八項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第四十条の四第六項第二号」を「第四十条の四第八項第二号」に改め、同項第四号中「同条第八項各号列記以外の部分」を「同条第十項各号列記以外の部分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第四十条の四第六項第四号」を「第四十条の四第八項第四号」に、「第十一項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第四十条の四第六項の」を「第四十条の四第八項の」に、「第四十条の四第六項第四号」を「第四十条の四第八項第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項中「第四十条の四第六項」を「第四十条の四第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第四十条の四第六項第六号」を「第四十条の四第八項第六号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第四十条の四第六項第一号」を「第四十条の四第八項第一号」に、「第四十条の四第六項第七号」を「第四十条の四第八項第七号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第四